

議案第 23 号

小城市社会教育施設の施設使用に伴う減免に関する規程の
一部を改正する訓令

小城市社会教育施設の施設使用に伴う減免に関する規程（令和元年小
城市教育委員会訓令第 2 号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり提出
する。

令和 8 年 3 月 26 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市野外研修センターを廃止することに伴い、小城市社会教育施
設の施設使用に伴う減免に関する規程の一部を改正する必要がある。
これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会訓令第 号

小城市社会教育施設の施設使用に伴う減免に関する規程の
一部を改正する訓令

小城市社会教育施設の施設使用に伴う減免に関する規程（令和元年小
城市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中18の項を削り、19の項を18の項とし、20の項を19の項と
し、21の項を20の項とする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

議案第23号 小城市社会教育施設の施設使用に伴う減免に関する規程（令和元年小城市教育委員会訓令第2号）の一部を改正する訓令 新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
(略)		(略)	
17	小城市芦刈運動公園	17	小城市芦刈運動公園
18	小城市野外研修センター		
19～21	(略)	18～20	(略)